

## D P C対象病院の退出に係る報告について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急に D P C制度から退出する場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において確認を行い、必要に応じて（※）中央社会保険医療協議会において審査・決定することとしている。

（※）退出の種類と審査・決定の主体に係る現行の整理

退出の種類	審査・決定の主体
病床機能の転換を理由に退出する場合	厚生労働省保険局医療課
予期せぬ事由により、D P C 制度への継続参加が困難となった場合	中央社会保険医療協議会
厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することが困難と考えられる場合	

- 今般、三友堂病院から、以下のとおり病床機能の転換を理由とした D P C制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、厚生労働省保険局医療課において確認を行い、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨を決定したため、同病院は、令和6年2月1日付で D P C制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
三友堂病院	地域における医療需要の変化等を踏まえ、地域医療構想の趣旨に沿った病床再編を行い、回復期医療に特化した機能を担うため。